

令和元年6月13日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03323

研究課題名(和文) 武力紛争法における付随的損害論の再検討 - 原子力艦艇戦闘喪失と放射能汚染

研究課題名(英文) Law of Armed Conflict and Collateral Damage--Nuclear Contamination Caused by Combat Loss of Nuclear Propelled Warships

研究代表者

真山 全 (Mayama, Akira)

大阪大学・国際公共政策研究科・教授

研究者番号：80190560

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：武力紛争法(国際人道法)は、軍事目標攻撃に際し、文民民用物に付随的損害が発生しても、それが目標破壊から得られる利益に比し過度でなければよいとする。付随的損害は、文民民用物殺傷破壊を許容する実質的に唯一の武力紛争法規則であるにも係わらず付随的損害概念は明確ではなかった。例えば攻撃手段が目標周辺民用物にも影響する場合のみをいうか、目標破壊の際に目標内に蓄えられていた力の放出で周辺民用物に生じる被害も含むかすら明確でなかった。

本研究は、原子力推進軍艦の撃沈による放射能汚染発生を例に、付随的損害概念を理論的に検討し、過度でなければ受忍すべき付随的損害とそうではない損害の区分を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

武力紛争時の付随的損害がどの範囲で合法とされるかは、被害国の加害国に対する国際責任追及に際し重要問題となる。しかるにそもそも何が武力紛争法上の付随的損害かすら明確ではなかった。これは日本についても深刻な問題となりうる。例えば、周辺海域で米中が交戦し、一の原子力潜水艦が撃沈され南西諸島に放射能汚染が広がった場合に、汚染は付随的損害として一定の範囲で受忍すべきか、それとも均衡性原則が支配する付随的損害とは観念されないのか問題になる。

本研究では、これを否定的に解し、日本は米中どちらにも賠償請求が出来ないという結論を得た。こうした事態が実際に発生することを想定して対応を検討しておくべきであろう。

研究成果の概要(英文)： Law of armed conflict does not prohibit attacks that may cause collateral damage to civilians/civilian objects, although attacks which may be expected to cause excessive collateral damage in relation to the military advantage anticipated are deemed unlawful. It should be noted that this collateral damage rule is the only law of armed conflict provision allowing causing damage to civilians/civilian objects except for those on belligerent reprisals. However, curiously, the definition of collateral damage is far from clear: whether it is limited to damage caused by attacker's means of warfare such as shells or it even includes damage caused by dangerous forces contained in destroyed military objectives. This research project examines the definition and scope of collateral damage by taking nuclear contamination caused by combat loss of nuclear powered warships as an example and conclude that such contamination may not be assessed by collateral damage rule.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 国際人道法 武力紛争法 海洋法 付随的損害 放射能汚染 原子力潜水艦 原子力発電所

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 付随的損害研究の必要性

武力紛争法(国際人道法)は、戦闘員と軍事目標のみに攻撃を指向し、文民と民用物を保護するよう求める。しかし、文民や民用物が戦闘員や軍事目標に対する攻撃の巻添で失われても直ちには違法としないとの原則も武力紛争法にはある。そうした巻添損害(付随的損害)の発生は、それが戦闘員と軍事目標の殺傷破壊から得られる軍事的利益に比し過度でなければ違法とはならないのである。つまり、敵対行為に何等関係しない文民や民用物の喪失をある程度は認め、被害国は受忍の義務を負うという重大な事柄が定められている。

それだけに、この付随的損害に関する原則が妥当して過度ではない付随的損害を受忍する義務が生じる範囲を明らかにすること、逆にいえば、この原則の適用がなく、過度ではない付随的損害でも受忍せず、攻撃国の責任を追及できる範囲を明確にすることが必要になってくるはずである。

(2) 従来の研究の不十分性

付随的損害論では、軍事的利益との比較で過度か否かの判断基準に議論が集中してきた。他方、何を付随的損害というかの根本的な問題が放置されていること自体が認識されず、先行的な論考もない。これを明らかにしないと、過度の付随的損害発生防止原則の適用の外にある類の損害も過度か否かの議論に直ちに持ち込まれ、過度であろうとなかろうと一切受忍義務のない損害までも過度基準で評価されてしまう。このため概念の整理をしなければならないと思われた。

付随的損害に関しては、確かに近年、環境損害との関連で議論が見られる。しかし、従前の分析は部分的なものであった。これまでの議論は、付随的損害としての環境損害と軍事的利益の比較可能性、及び武力紛争法と環境法の相互関係の検討に大別できる。両問題の検討は相当数に達し、特に条約の武力紛争時の効力問題でもある後者には高水準の論考がある。しかるに、基礎となるべき付随的損害概念の研究は重要ながら意外にもなく、本来、付随的損害論で処理すべきではない類の損害も同列に扱われ、被害国に余計な受忍義務を課す結果も懸念された。

すなわち、既に研究成果がかなりある環境法との適用関係の分析よりも、付随的損害論の基本的論点を検討することに努力を傾注すべきと思われたのである。

2. 研究の目的

(1) 付随的損害の理論研究 - 原子力艦艇戦闘喪失を通じての理論研究

武力紛争法は、文民や民用物の付随的損害は過度でなければよいとの「非人道的」原則を持つが、肝心の付随的損害概念自体が不明確のままである。過度の判断基準ばかりが議論され、攻撃側の力から生じた巻添のみをいうか、原子力発電所のように被攻撃側に蓄えられた力の放出による巻添も指すかすら判然としない。第三国領域に及ぶ損害も交戦国領域に発生する付随的損害と同様に過度でなければ可との中立法との混線も目立つ。

本研究の主目的は、付随的損害概念の整理と理論的問題の抽出である。そのためには、原子力推進の軍艦の武力紛争中の撃沈(原子力艦艇戦闘喪失)の検討を通じてなすのが最もよいと判断された。原子力艦艇撃沈問題は、狭い論点と思われるが上記のような未整理の重要論点が凝集するからである。

(2) 日本近海原子力災害への適用という実務的目的

日本にとっては、原子力艦艇戦闘喪失がその近海で発生すれば、東京電力の引き起こした原子力災害が今度は海で発生することを意味する。原子力艦艇戦闘喪失時の放射能汚染は甚大で

あろうから、論点を予め整理しておくことは万一の際に法的対応措置を速やかにとるために実務的にも求められるのである。原子力艦艇戦闘喪失は付随的損害の理論研究のための事例であったが、本研究は、実務的な問題への対応策提示も付随的に目指していた。

実務的問題に関連しては、日本近海での原子力災害は過去に現実に起こりえたことをここで付言したい。ベトナム戦争中の1965年に北爆から横須賀に帰投中の米空母が水爆を喜界島東方海上(現日本EEZ)で紛失したままであること(防衛庁答申書、「米海軍攻撃機『スカイホーク』海中転落事故に係る米海軍調査報告書の不開示決定に関する件」、2002年)も改めて原発事故後に議論になった。これで汚染が生じていれば、武力紛争中の交戦国による第三国近海放射能汚染の初の例となったであろう(武力紛争時以外では水爆搭載米爆撃機墜落による大規模汚染がスペインやグリーンランドである)。研究の端緒となるべきこうした事柄が日本でも過去にあり、また、東シナ海上の米原子力空母撃沈想定論文を福島原発事故前年に米海軍法務士官が著してもいた。しかし、いずれも技術的戦術的分析で、原子力艦艇戦闘喪失時「巻添」損害の法的分析という発想がみられなかった。

3. 研究方法

(1) 研究の区分と方法

全3年の本研究は、武力紛争法上の付随的損害概念に関する基礎的研究、及びその原子力艦艇戦闘喪失時への適用研究に二分された。その上で武力紛争法と環境法の適用関係整理を全体のまとめを兼ねて行った。研究は主に文献によるが、基礎的な理論研究及び沈没軍艦起因汚染への適用の双方に関する面談調査を米等の原子力潜水艦(原潜)喪失事故が現実に生じた国を含む関係各国の研究機関で行うことも予定していた。

(2) 研究の前提

本研究の目的は、武力紛争法(*jus in bello*)上の付随的損害概念明確化であるため、*jus ad bellum*からする法的責任追及は別にありうるとしてもそれは論じなかった。また、核兵器使用時の放射能被害も武力紛争法の問題ながら扱わなかった。過度か否かの評価問題は残るが、それが攻撃者の使用した核兵器から直接生じる付随的損害であるのは疑いないからである。こうした前提で初年度に基礎的問題を検討した。

4. 研究の成果

(1) 軍事目標内にある文民等の損害 - 概念研究(その1)

付随的損害が軍事目標の外にある文民等の被害の他に、軍事目標内の文民被害も指すかからしてははっきりしなかった。戦車同乗文民がこの典型例で、文民多数が跨乗する戦車の破壊を過度の付随的損害の故に違法とすると「人間の盾」戦術の公然たる承認になり、不合理に思う。他方、同様に軍事目標でも橋梁ならば、文民多数が避難中の橋梁破壊で生じる文民損害が過度なら破壊は違法であると付随的損害論から考えるのは妥当に感じる。こうしたことを全体の構成のなかでどう説明するかの議論もこれまでなかったのであるが、理論的整合性を維持できる説明方法を見いだすことができた。

(2) 非国際的武力紛争への付随的損害概念導入の問題性 - 概念研究(その2)

非国際的武力紛争に付随的損害概念が認められるかも問題である。非国際的武力紛争の規則は貧弱で付随的損害防止を含む国際的武力紛争の規則導入の主張も強く、暴力制限の観点からもっとも聞こえる。しかし、非国際的武力紛争では国内法と国際人権法が支配して逆に厳しい規制があり、政府軍警察は警察比例原則に拘束される。そこには付随的損害を過度でなけれ

ば許すとの余地はなからう。国際的武力紛争の規則で非国際的武力紛争も規律すれば、付随的損害を過度でなければ受忍せねばならなくなり、文民保護に逆効果である。この点の確認も行った。

(3) 「過度」の判断基準 - 概念研究(その3)

文民と民用物の被害を十把一絡げに付随的損害論で処理し、軍事的利益との比較に直ちに移行して尺度の相違から比較不能に陥る従来の研究と違い、付随的損害に該当するものとそれ以外の損害を子細に分別するのが本研究の眼目である。とはいえ、付随的損害に該当するとなれば過度か否かの判断は避けられず、初年度における概念研究の最後に比較基準も分析した。

(4) 原子力艦艇戦闘喪失時に放出の放射能の付随的損害該当性 - 具体的適用研究(その1)

上記のような付随的損害概念研究で得られた知見を基に、原子力艦艇戦闘喪失時の検討を第2年度から行った。そこでは(4その1)軍事目標内部に蓄えられた力の放出で生じる損害、(4その2)第三国に生じる損害、(4その3)生命身体に直ちには影響しない放射能汚染、及び(4その4)環境法との関係の四論点に分けて分析した。

本研究の中心がこの(その1)の研究である。原発が原則的に保護されるとの考え方を兵器であり積極的に戦闘する原子力艦艇に当てはめるのは困難である。それでも付随的損害論でまず検討を開始する必要がある。その場合には、攻撃対象内から放出の力による損害も付随的損害とされるか、そうであるとして過度の判断基準はどうなるかの初年度研究成果がここで使われた。但し、付随的損害論を適用すると、付随的損害が過度なら原子力艦艇撃沈ができなくなる。それは無理であるので、撃沈から得られる軍事的利益を大きく膨らまして克服する他なくなる。しかし、そこまでして付随的損害論の枠内で考えるか、内部威力放出型をそこから外して別の論理構成にする方が武力紛争法全体とより整合的かの判断が研究の焦点になる。なお、これは、国際刑事裁判所規程にも関係し、同第8条2項(b)(iv)は、過度の付随的環境損害発生を戦争犯罪とする。内部威力放出型を他の戦争犯罪と同じと考えていいかも検討の要があり、これも(その1)で分析できた。

(5) 第三国 EEZ に生じる放射能汚染 - 具体的適用研究(その2)

(その1)では交戦国環境に生じる付随的損害を対象としたが、同じ結論が第三国水域でも妥当するかが次の問題である。前述の通り第三国領域汚染なら過度かは問題にならず中立法上の黙認義務もない。しかし、第三国 EEZ が交戦国領水や公海と同じ戦闘可能海域と解されれば、(その1)と法状況は同じになり、EEZ 汚染の程度次第では第三国は受忍しなければならなくなるが、そう考える他はないかを検討した。広大な EEZ を持つ日本にとってこの(その2)は切実な問題になる。

(6) 生命身体に直ちには影響しない放射能汚染 - 具体的適用研究(その3)

付随的損害は、巻添による文民の殺傷や民用物の物理的破壊をいうとされてきた(ジュネーブ諸条約第1議定書第51条5項)。枯葉剤散布に伴う敵国文民健康障害のように具体的な損害があれば付随的損害論で説明しやすい。しかし、人や生態系への影響が直ぐに現れない程度の海洋環境放射能汚染が付随的損害論で捉えられなければ違法性を問いにくく、武力紛争法からは被害交戦国救済の方策がない。サイバー手段による民用物への非物理的効果の問題ともども付随的損害論の現代的課題であることを改めて確認した。

(7) 環境法との関係 - 具体的適用研究(その4)

付随的損害の武力紛争法上の意味が整理され、そこから違法と評価される損害ならそれで法的責任追及が可能になるから、さらに武力紛争法と環境法の適用関係という困難な問題に踏み込む必要性は小さくなる(武力紛争法を特別法と仮定すればなおさらである)。従来の研究で、

違法と評価される付随的損害の範囲画定なしで両者適用関係の議論がなされていたとすればそれは不思議なことである。武力紛争法が違法とはしないような付随的環境損害に環境法がどう作用するかが武力紛争法と環境法の関係上扱われるべき論点である。右問題に至るまでの検討が本研究計画の中心ながら、これを海洋環境保護に関する条約慣習法の原子力艦艇戦闘喪失時適用問題に変換し、総括を兼ねて最後に見た。

(8) 面談調査

文献研究の他、付随的損害概念の理論的分析に関する各国武力紛争法専門家との面談、及びこの概念の実際への適用の検討のため、関連事故を経験した各国の関係研究機関で専門家に対する面談調査を行う予定にしていた。初年度(2016年度)には米海軍大学校の国際法専門家の意見を徴することができた。第2年度(2017年度)には中国の南京大学、清華大学、人民大学及び人民解放軍海軍の国際法関係者と意見を交換できた。第3年度(2018年度)においては、再び米中の専門家と討議し、予定していなかったがタイ海軍大学校の専門家と面談できた。ノルウェーや露の専門家との協議は調整が出来ずに実施されなかった。国内では大学、外務省、防衛省や海上保安庁の関係者と協議できた。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計2件)

真山全「武力紛争法と人道化逆説 付随的損害の扱い」『世界法年報』第36号(2017年)、5-32頁。(査読無)

Akira Mayama, "Combat Losses of Nuclear-Powered Warships: Contamination, Collateral Damage and the Law," *U.S. Naval War College International Law Studies*, Vol.93(2017), pp.132-156. (査読有)

[学会発表](計1件)

真山全「武力紛争法の展開の方向性と評価 付随的損害概念を中心に」世界法学会研究大会報告(2016年5月)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。